

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和 33 年岩手県訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間（年）	備 考		貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間（年）	備 考	
[略]						[略]					
総務室	[略]					総務室	[略]				
人事課	保健師及び 看護師	予防衣	2	2							
管財課	[略]					管財課	[略]				
総合防災 室	[略]					総合防災 室	[略]				
広域振興 局、広域振 興局総合 支局又は 地方振興 局	[略]					広域振興 局、広域振 興局総合 支局又は 地方振興 局	[略]				
[略]						[略]					
看護師養 成所	[略]					看護師養 成所	[略]				
都南の園	医師及び歯 科医師	診察衣	2	2							
		予防衣	2	2							
	薬剤師	診察衣	2	2							
	栄養士、診療 放射線技師、 臨床検査技 師、理学療法 士、作業療法 士及び理療	予防衣	2	2							

士						
肢体不自由	帽子	<u>2</u>	<u>2</u>			
児の育成医	看護衣	<u>2</u>	<u>2</u>			
療に直接従	予防衣	<u>2</u>	<u>2</u>			
事する看護	入浴介助	<u>2</u>	<u>2</u>			
師及び准看	衣					
護師	靴	<u>1</u>	<u>1</u>			
	靴下	<u>2</u>	<u>1</u>			
肢体不自由	予防衣	<u>2</u>	<u>2</u>			
者の更生医						
療に直接従						
事する看護						
師及び准看						
護師						
保育士	作業衣	<u>1</u>	<u>2</u>			
被収容者の						
教育及び指						
導に直接従						
事する職員						
杜陵学園	[略]					杜陵学園 [略]
[略]						[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。